

農地法第3条の許可申請に必要な書類

1 許可申請書 3部

2 登記事項証明書（全部事項証明書） 1筆につき1部

※青森地方法務局弘前支局で取得してください。

3 各人が用意するもの

(1) 譲渡人（貸人）

- | |
|------------|
| ① 実印 |
| ② 印鑑証明書 1部 |

(2) 譲受人（借人）

村民の方	村外在住の方
① 住民票抄本 1部	① 住民票謄本 1部
② 認印	② 認印
	③ 耕作証明書 1部
	④ 農家基本台帳の写し 1部
※法人の場合は、以下も必要になります。	
⑤ 法人登記事項証明書 1部	
⑥ 定款 1部	
⑦ 取締役会議事録（農地取得の経緯が確認できる議事録） 1部	

4 事例に応じて必要な書類（それぞれ各1部）

(1) 代理人が申請する場合：委任状、土地所有者の印鑑証明書

(2) 登記事項証明書の住所が住所等と異なる場合：戸籍の附票

(3) 地上権・地役権・抵当権等が設定されている場合：受人の確認書

(4) 権利移動（売買及び贈与）の場合：評価額通知書 ※役場税務課で取得。

(5) 貸借権設定の場合：契約書の写し

(6) 新規就農の場合：営農計画書

(7) 申請地が相続未登記の場合：被相続人の相続関係が分かるもの（戸籍謄本等）、相続人の同意書、同意者の現住所が分かるもの

- 上記以外の書類の提出を求める場合があります。詳しくは農業委員会事務局までお問合せください。
- 毎月25日（休日等の場合は前後平日）までに提出があった申請書を、翌月10日の農業委員会総会にて審議します。

担当 田舎館村農業委員会事務局
電話 0172-58-2111（内線131）